

## YouTube「【公式】豊島区介護保険課チャンネル」運用要綱

令和5年11月20日

保健福祉部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、「豊島区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、YouTube「【公式】豊島区介護保険課チャンネル」(以下「本チャンネル」という)を介護事業所や区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### (運営主体)

第2条 本チャンネルの運営主体は豊島区介護保険課とし、運用管理者は保健福祉部介護保険課長とする。運用管理者は、アカウントの登録、情報発信、運用管理等を行う。

2 アカウント名は、「【公式】豊島区介護保険課チャンネル」とする。

### (運営主体の明示)

第3条 第三者によるなりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、運営主体として本チャンネル名を区公式ホームページに明示する。

### (配信内容)

第4条 本チャンネルにより区民等に発信する情報は次の各号のとおりとする。

- (1) 介護保険課のイベント情報や、施策、事業等の区政情報に関する視聴者を限定しない動画
- (2) 介護事業所への支援に関する情報発信や、介護保険制度の充実を目的として研修や情報共有等に関する視聴者を限定する動画
- (3) 各課、各団体が制作したもので、介護保険課長が特に有益であると認めた動画

### (制限事項)

第5条 本チャンネルは配信のみを行い、配信した動画に対するコメントは許可しない。

### (知的財産権等)

第6条 本チャンネルに掲載する全ての情報に関する知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)は、区又は著作権者に帰属する。

また、著作権法(昭和45年法律第48号)第30条に規定する私的使用の為の複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、本チャンネルに掲載する情報は、無断で複製、転用の利用はできない。

### (その他)

第7条 この要綱に定めがない事項については、別に定める。

### 附則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。